

## 12 税制上の軽減措置はありますか？

障害者に対しては、次のとおり税制上の軽減措置があります。

事業	内 容	対象者
所得税の軽減	<p>本人、同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合に、所得税の課税に際し、所得金額から次の金額が控除されます。</p> <p>戦傷病者は、定められた障害の程度に応じ、障害者と同様の控除を受けることができます。</p> <p>&lt;障害者控除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が障害者である場合 270,000円 (ただし特別障害者(※)である場合は、400,000円)</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合 1人につき270,000円</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が特別障害者である場合 1人につき400,000円 (ただし、同居特別障害者である場合は、1人につき750,000円)</li> </ul> <p>(注) 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいいます。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者 ○扶養者</p> <p>※特別障害者 ・身体障害者1級又は2級 ・精神障害者1級 ・知的障害者重度等の方が該当となります</p>
住民税（県民税、市町村民税）、森林環境税の非課税・軽減	<p>前年分の合計所得金額が1,350,000円以下である障害者には、住民税及び森林環境税は課税されません。</p> <p>また、本人、同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合に、住民税の課税に際し、所得金額から次の金額が控除されます。</p> <p>戦傷病者は、定められた障害の程度に応じ、障害者と同様の控除を受けることができます。</p> <p>&lt;障害者控除&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が障害者である場合 260,000円 (ただし特別障害者である場合は、300,000円)</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が障害者である場合 1人につき260,000円</li> <li>同一生計配偶者（注）又は扶養親族が特別障害者である場合 1人につき300,000円 (ただし同居特別障害者である場合は、1人につき530,000円)</li> </ul> <p>(注) 同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいいます。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 市町村（税務担当課、名古屋市については市税事務所）</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者 ○扶養者</p>
相続税の軽減	<p>相続や遺贈により財産を取得した者が障害者である場合に、一定の要件の下、相続税の課税に際し、納めるべき相続税額から次の金額が控除されます。</p> <p>戦傷病者は、定められた障害の程度に応じ、障害者に準じて控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の場合 満85歳に達するまでの年数×100,000円</li> <li>特別障害者の場合 満85歳に達するまでの年数×200,000円</li> </ul> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者</p>
贈与税の軽減	<p>一定の障害者が取得する特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権は、一定の要件の下に3,000万円（特別障害者の場合は6,000万円）までを限度として贈与税が課税されません。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 税務署</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者</p>
マル優制度（利子等の非課税制度）	<p>障害者や戦傷病者の方に、利子等の非課税制度が適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>少額預金の利子所得等の非課税制度</li> <li>少額公債の利子の非課税制度</li> </ol> <p>○限度額は、元本又は額面が350万円以下となります。</p> <p>○確認書類（手帳、年金証書等及び個人番号カード等）が必要です。</p> <p>&lt;問い合わせ先&gt; 銀行、信託銀行、証券会社など</p>	<p>○障害者 ○戦傷病者</p>

事業	内 容	対象者
(軽)自動車 税環境性能 割・自動車税 種別割・軽自 動車税種別割 の減免	身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者本人が(1)～(3)に該当する自動車(営業用を除く。)を取得した場合、(軽)自動車税環境性能割及び自動車税種別割(軽自動車税種別割)が減免(*)となる場合があります。 * 減免額の上限は、(軽)自動車税環境性能割は取得価額が300万円に相当する税額、自動車税種別割は原則として年税額が4万5千円となります。また、(2)の自動車については、18歳未満の身体障害者と生計を一にする方、又は知的障害者若しくは精神障害者と生計を一にする方が取得する場合があります。(軽自動車税種別割については、市町村によって若干異なります。) <対象となる自動車> (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者が自ら取得し、運転する自動車 (2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者と生計を一にする方が障害者のために運転する自動車 (3) 障害者のみで構成される世帯の身体障害者、知的障害者、精神障害者又は戦傷病者を常時介護する方が障害者のために運転する自動車	○身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者 ○18歳未満の身体障害者と生計を一にする方 ○知的障害者又は精神障害者と生計を一にする方 ○戦傷病者 ※対象となる障害の範囲については、左記問い合わせ先へご確認ください。
	次の自動車を取得した方は、(軽)自動車税環境性能割が全額又は一部減免となる場合があります。(4)の自動車で、(軽)自動車税環境性能割が全額減免となる場合については、自動車税種別割も全額減免となります。(軽自動車税種別割については、市町村によって若干異なります。) (4) 身体障害者の利用に供するために改造された自動車 ……全額又は一部(改造部分) (5) もっぱら身体障害者が運転するために改造された自動車 ……一部(改造部分)	○改造された自動車を取得した方
	<問い合わせ先> ○(軽)自動車税環境性能割及び自動車税種別割……県税事務所 ○軽自動車税種別割 ……市町村(税務担当課、名古屋市については金山市税事務所)	
消費税の非課税取引(介護サービス)	介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス等(利用者の選択による一部のサービスを除く。)が非課税となります。 <問い合わせ先> 税務署	
消費税の非課税取引(身体障害者用物品)	身体に障害のある方の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等が非課税となります。 <非課税の対象となる身体障害者用物品> ・義肢、車いす ・視覚障害者安全つえ、義眼、点字器 ・人工喉頭 ・その他の物品で身体障害者用物品として指定されたもの (平成3年厚生省告示第130号) <問い合わせ先> 税務署	○身体障害者用物品の購入者等